

平成28年度小平市国民健康保険税の税率改定の概要

1 改定理由

小平市の国民健康保険は、雇用状況の改善による被用者保険への加入や後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減となる一方で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は年々増加している。また、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が高いといった構造的な課題に加え、歳入の根幹をなす国民健康保険税は、被保険者数の減少の影響により調定額は減少しており、一般会計からの多額の繰入れによって財政運営を維持しているのが現状である。

小平市では、保険者の責務として、国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険税収入の確保やデータヘルス計画に基づく医療費適正化を推進している。しかしながら、持続可能な医療保険制度を維持するためには、一般会計からの法定外の繰入れについて、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から、改善に向けた検討が必要である。

他方、本年5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の安定化を図るため、財政支援の拡充や、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなど、医療保険制度の財政基盤の安定化が推進されることとなった。

このような状況のなか、平成28年度以降の国民健康保険財政の収支均衡を図るため、国民健康保険税の税率を改定するものである。

2 国保税改定の考え方

(1) 保険税収入と医療給付費の見通し

国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度以降、平成21年度の48,969人をピークに、平成24年度までほぼ横ばいで推移してきた。平成25年度以降、減少傾向が顕著となり、平成26年度決算では、前年度に比べて1.8%減の47,216人となった。この傾向は本年度も続いており、また平成28年10月には、短期労働者に対する健康保険の適用が拡大されるため、被保険者数の減少傾向は、さらに大きくなるものと見込まれる。

被保険者数の減少により最も影響を受けるのが保険税収入である。平成20年度から平成25年度までの調定額は、50億円から51億8,600万円で

推移してきたが、平成26年度は、前年度に比べて2.3%の減の48億2,900万円となった。収入率は、景気の緩やかな回復基調により改善傾向にあるが、平成26年度の収入額は、前年度に比べて2.2%の減の37億5,400万円となった。今後も被保険者数の減少の影響を受け、保険税収入は減少するものと見込まれる。

一方、被保険者一人当たりの医療給付費は、年度によるばらつきはあるものの、平成20年度以降、年度平均で約2.5%増加している。また、いわゆる団塊の世代の被保険者がすべて65歳を超え、今後も高齢化を背景とした医療費の増加が見込まれる。

このように、保険税収入と医療給付費の乖離は広がることを見込まれ、これを補てんするために、国民健康保険税率の改定を実施する必要がある。

(2) 医療制度改革の動向

今般の医療制度改革では、国民健康保険における法定外の繰入れの解消に向けて、平成30年度以降、毎年3,400億円の財政支援の拡充が図られることとなった。財政運営の責任主体が東京都に移行することにより、今後、東京都は国民健康保険運営方針を策定する。同運営方針では、医療制度改革の趣旨を踏まえ、各市区町村の法定外の繰入れの解消に向けた課題への対応について検討が行われる見通しである。

また来年度には、年齢構成の差異を調整した医療費水準や所得水準に応じて、国民健康保険事業費納付金の算定方法が決定され、市区町村ごとに同納付金の支払いに必要な標準的な保険料(税)率(標準税率)が示される。

国においては、将来的な保険料(税)負担の平準化を目指しており、市町村ごとの標準税率を提示し、標準的な住民負担の見える化を行うことで、保険税負担の緩やかな平準化を進めることとなる。

このような動向を踏まえ、税率等改定に当たっては、平成30年度より財政運営の責任主体が都道府県に移行することを見据えた対応が必要である。具体的には、現時点で対処すべき事項として、標準税率と小平市の保険税率の乖離を広げないよう、一人当たり法定外の繰入を減額、あるいは現状より増やさない措置が必要である。

3 課税限度額の改定について

本年3月に公布された地方税法施行令の一部改正については、低所得者に対する軽減の拡充と課税限度額の引き上げが行われた。

小平市では、低所得者に対する軽減拡充について、本年3月31日付で地方自治法に基づく市長専決処分により、国民健康保険条例の一部改正を行った。一方、課税限度額の見直しについては未対応であるため、地方税法施行令の一部改正と同様に課税限度額の改定を行うものである。

4 改定案

(1) 国民健康保険税の改定率

- ① 基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）の改定率を次のとおりとする。

A案 11.3%改定

B案 7.2%改定

- ② 適用の時期

平成28年度分の国民健康保険税から適用する。

(2) 国民健康保険税の課税限度額について

- ① 基礎課税額について51万円から52万円に引き上げる。
② 後期高齢者支援金等課税額について16万円から17万円に引き上げる。
③ 介護納付金課税額について14万円から16万円に引き上げる。
④ 改定の時期 平成28年4月1日